

建設工事に係る入札結果等の公表要領

平成10年3月26日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号。以下「令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第2条 令第5条第1項各号に定める発注見通しの公表については、毎年度4月1日以後、速やかに公表するものとする。また、公表事項に変更があった場合にも公表するものとする。

2 同条第2項で定める公表は、閲覧によるものとする。

(入札及び契約の過程及び内容の公表)

第3条 令第7条第1項各号及び第2項各号で定める公表は、閲覧によるものとする。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項本文の予定価格及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の最低制限価格は、入札執行後に閲覧により公表するものとする。

(公表案件)

第4条 前条に規定する公表の対象案件は次のとおりとする。

- (1) 1件の消費税額を含む設計額(以下「設計額」という。)が130万円を超え、指名業者選定委員会へ付議された建設工事案件
- (2) 1件の設計額が130万円を超え、指名業者選定委員会に付議された、建設工事に係る設計・調査・測量業務案件
- (3) 1件の設計額が130万円を超え、指名業者選定委員会に付議された、土木施設維持管理業務案件

(閲覧場所)

第5条 公表事項の閲覧は、総務部財政課及び埼玉県電子入札共同システムにて行うものとする。

(閲覧期間)

第6条 公表事項の閲覧期間については、令で定めた期間に準ずる。

(附 則)

この要領は、平成10年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。

別 紙

指名競争入札（見積）経過及び結果表					
工 事 名 等					
工 事 場 所 等					
概 要					
入 札（ 見 積 ） の 日 時 及 び 場 所		月 日（ ） 午前・午後 時 分 第 会議室			
	指 名 業 者 名	入 札（ 見 積 ） 額（ 千 円 ）			
		1 回	2 回	3 回	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

設 計 金 額	円
予 定 価 格	円
最 低 制 限 価 格	円
契 約 額	円

設計額、予定価格、最低制限価格は消費税を含む。